

C D M吸収源事業説明会（C O P 1 0 報告会）

主 催：財団法人 国際緑化推進センター

日 時：平成17年1月13日（木）

午後2時～4時07分

場 所：国立オリンピック記念青少年総合センター

目次

開会	1
主催者挨拶	2
赤木講師報告	3
質疑応答	18
資料	

速記録ですので、一部において必ずしも精確ではない箇所や、口語調に過ぎる表現があります（JIFPRO事務局）

司会（仲） 皆様、こんにちは。ほぼ定刻になりましたものですから、C O P 10報告会、予定どおり開始させていただきます。

開始に当たりまして、若干事務的な連絡になりますが、連絡を何点か申し上げたいかと思っております。

まず、1点目でございますが、本日はC O P 10の報告会ということで、きょうこういう場を設けさせていただきましたが、同様にC D M、特に吸収源C D Mに係わりまして普及啓発、私ども国際緑化推進センター、いろいろ努めておるところでございますが、来月の2月15日から18日、4日間になりますが、実は「吸収源C D Mに関する研修会」を予定しております。

それから、その研修会の一環としても位置づけておるんですが、C D Mに関しての国際フォーラム、アジア、中南米あるいはアフリカのC D Mの関係者の方に、実は具体的なパネリストについては今、調整中でございますが、2月16日にはC D Mについての国際フォーラムなんかも予定させていただいております。まだ実は具体的な細部までは固まっておりませんでして、固まり次第、私どもJ I F P R Oのホームページ等を使いまして募集と申しますか、お知らせをする予定にしております。ご関心のある方は、J I F P R Oのホームページを開いていただきまして、研修会あるいは国際フォーラムにご参加いただければ幸いかと思っております。

それから、同様に、きょう受付のところ、C D - R O M、ちょっと数に限りがあったものですから、同一の組織の方については代表の方お1人だけということで限らせていただきましたが、これは地球温暖化に絡めまして、地球温暖化、京都議定書の話、C D Mの話、それから私どもJ I F P R Oの緑化活動等につきましてコンパクトに取りまとめた、本当に初級者用ということですので、きょうお集まりの方には若干レベルが低いかなと思う方があるかもしれませんが、中身はパワーポイントで日本語版と英語版、約50ページほどのスライドになっております。そのスライドにあわせて、この本の方で一種のナレーションみたいな、スライドの説明文もこの本でなっております、これが1セットでございますので、皆様の、例えば温暖化問題とか、C D Mの話なんかで、関係する方々にいろいろな会合などの場で、もし、プロジェクターが必要になりますけれども使っていただいて、普及啓発いただければ幸いかと思っております。

それから、3点目ですが、きょう、この報告会の進行ですが、2時から始めて終了4時をめぐりにいたしております。ご報告いただきます赤木調査官には、既に皆様に資料をお配りさせていただいておりますが、資料に基づきまして1時間少々ご説明をいただきまして、その後、若干の休憩をとらせていただきます。休憩の後、ご参加いただいた皆様から質疑とか、あるいは

場合によってはご意見とか、そういうことで質疑応答の時間を若干用意いたしております。質疑応答も含めまして4時には終了と、そのような段取りで考えておりますので、よろしくご協力をお願いいたしたいかと思っております。

それから、最後になりますが、携帯電話はいろいろ周りの方にもご迷惑になります。お持ちの方にありましては、携帯のスイッチを切っていただきたいかと思っております。

以上でございます。

それでは定刻を若干過ぎましたが、ただいまからのCDM吸収源事業説明会・COP10報告会という位置づけでございますが始めさせていただきます。

開催に先立ちまして、私ども国際緑化推進センターの理事長を務めております塚本からごあいさつ申し上げます。

理事長よろしくお願いいいたします。

塚本理事長 国際緑化推進センター理事長の塚本でございます。

きょうは、COP10の報告会を開催いたしましたところ、年初めの大変お忙しい中にも係わらず、このように大勢の皆様にご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

昨年12月の6日から17日まで、アルゼンチンのブエノスアイレスで、気候変動枠組条約の第10回の締約国会合、いわゆるCOP10が開催されたところでございます。ご承知のとおり、1997年に京都で開催されたCOP3で京都議定書が採択されまして、この中でクリーン開発メカニズム、いわゆるCDMが温室効果ガスの排出削減目標を達成する仕組みの1つとして位置づけられて7年余りが経過したことになります。

この間、特に吸収源CDMにつきましては、その可否を含めて、いろいろな議論が重ねられてまいったところでありますが、一昨年12月のCOP9におきましては、吸収量の定義、測定方法、さらにはクレジットの種類、森林・新規植林・再植林の定義などが確定いたしましたところでございます。

そして、昨年行われましたSBSTA20におきまして、小規模CDM植林に関する簡易な取扱手続きについて議論がされまして、今度のCOP10におきまして、そうしたものの集約として簡素化された小規模CDM植林ルール、こういうものが決定されたところでございます。

一方、京都議定書につきましては、皆様方、既にご存じのとおり、懸案でありましたロシアの批准が昨年12月に行われまして、いよいよ本年2月にこれが発効する運びとなったところであります。

このような状況の中でCDM植林を実現するための国際的な環境と申しますか、諸条件の整

備が、概略進んできているというように考えております。現にＣＤＭ理事会には既に２つのプロジェクト案が提出されているというふうに聞き及んでおります。

本日は、日本政府代表団の一員としてＣＯＰ１０の会議に参加をされました林野庁計画課の赤木利行調査官からお話をお聞きすることになっております。ＣＤＭ植林に対する各国の取組みを初めとして、交渉のいきさつ、あるいは経緯、今後の見通しなど、現場の生の雰囲気も含めてお話しをいただければ大変ありがたいなと感じておるところでございます。

我が国が、この温室効果ガスの削減目標を達成していく上で、ＣＤＭ植林というものを活用していくということが、今後、極めて重要な課題になってくると思っております。また、あわせて途上国に森林を造成するということが、それらの国々の自然環境の改善にもつながりますし、また、地域社会の発展にもつながる。このように考えているところでございます。

私も国際緑化推進センターといたしましては、これまでも各種の報告会の開催や、あるいは研修会の実施等を通じまして、ＣＤＭ植林に関する情報提供等を行ってきたところでありますが、本日、この大会を通じまして、皆様方がさらにＣＤＭ植林に関する理解を深めていただきまして、そのことが今後のＣＤＭ植林の実現につながることを期待いたしたいと思っております。

以上、まことに簡単でございますが、主催者を代表いたしまして、冒頭のごあいさつをさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。

それでは、これからご報告いただきますが、ちょっとスクリーンの準備がございますので少々お待ちください。

それでは、今日、報告をいただきます林野庁計画課の赤木調査官をご紹介します。よろしく願いいたします。

赤木調査官 それでは、早速でございますけれども、ＣＯＰ１０の概要ということでご説明をさせていただきますと思います。

きょう、ご参加されている方々のリストを見ますと、企業やあるいは大学などで、非常に専門的にＣＤＭについて研究をされている方々が多いような感じでございますので、私などよりはずっと経験とか知識が豊富な方もたくさんおられると思いますので、私の説明も間違っている部分とか、あるいはわかりにくい部分が多々あるかと思っておりますので、ぜひ、ご指摘をいた

だいて、いろいろとお互いに高めあえるような、そういう場にしたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

今回の報告ですけれども、簡単に、今回のC O P 10の位置づけとありますが、全体の概要をご説明をいたしまして、その後、森林分野でどういうことが議論されているかということ、それから、その後でC D Mのルール、特に小規模C D M植林のルールがどういうふうに簡素化されたか、というところについてご説明をしていきたいというふうに思っております。

ご案内のとおり、C D M植林のルールというのは、これは一昨年C O P 9で通常規模のルールというものは既に決められておりまして、C D Mのルール自体は吸収源の方、森林分野の方がおくれてルールづくりがなされております。その前に、C O P 7から既に排出の方のルールづくりというのが進められておりまして、植林の方は、その後を追うような形でルールづくりが進められたということでございます。したがって、今回、小規模の植林C D Mのルールが固まったということで、C D Mのルール自体、枠組みですけれども、すべてが整ったということになるかと思っております。

会議自体は、私以下、林野庁関係では4名が出席をいたしました。C D Mの関係では担当補佐の宮園という者も行きましたので、ちょっとご紹介させていただきます。

宮園君と私と2人で、特にC D M植林の関係の会議を中心に出席をさせていただくというふうになりました。後で質問等がありましたら、彼が的確に答えると思いますので、よろしくをお願いします。

(スライド)

この会場には行かれた方もいると思うんです。これがアルゼンチンの今回のC O P 10の会場の入り口です。アルゼンチンでは既にC O P 4、C O P 3の京都会議の次の会議で、アルゼンチンが開催国になったんですけれども、今回2回目ということで、その意気込みとありますが、温暖化対策に対する意気込みというのが感じられるわけですけれども、これが全体の概要で、ここはルールという、いわゆる農業関係の国際展示場のようなところでございまして、会議室というよりは、むしろ会議室をつくったような感じのところでした。

(スライド)

全体の概要として簡単にまとめたものですが、実際に会議の日程は6日から17日までであったわけですが、実際には17日の会議が延びて、18日の昼ごろまで会議を延長して実施したということです。これは後でちょっと理由を言いますが、延びる理由があったということです。

それから、参加国 167カ国の締約国を含め、国際機関、N G Oで 6,200名ぐらい。これはリストに載っている人だけですので、恐らくこれの何%増しかの人が参加をしているということになるかと思えます。

さらに我が国からは、小池大臣ほか80名ぐらいの関係者が出席ということなんですが、ちなみに日本以外の国で多い国と申しますと、アメリカと、今回は南米ということもありまして、ブラジルの出席者が非常に多かった。ちなみにアメリカは 100名以上出ていますし、ブラジルもそれぐらいの数は出ていたと思えます。

それから、次回のC O P 11。C O Pというのは、大体11月から12月にかけて開催されているわけですが、C O P 11の開催場所はまだ未定なんですが、京都議定書が 2月16日に発効するというので、M O Pという、これはいわゆる京都議定書の第 1回の締約国会議とあわせて開催をするという運びになっております。開催国は、今のところ未定です。もし決まらなければドイツのボンでやるということになると思えます。

(スライド)

これは、外務省あたりが出している全体の概要版を簡単にまとめたものでして、主に 3点あったと思えます。1点目が京都議定書の発効を歓迎して、取組みのモメンタルを維持、加速化させていくという、そういう 1つの大きな流れです。これは各国のいろいろなステートメントの中でも、相当前向きな発言がされている。後ろ向きの発言も当然あるわけですが、大部分の国は前向きに取り組んでいる。

それから、もう一つ、これが非常に大きなテーマだったんですけれども、ポスト京都議定書の交渉というのは、2005年末までにスタートさせるという、そういう位置づけになっておりまして、ですから、ある程度、交渉をそろそろ始めていかなければならない時期にきているわけです。今回、ポスト京都議定書を視野に、どういった取組みを進めていくかということで、これは各国それぞれ思惑が違っているという面もありまして、この点に時間をとった。最終的には17日にまとまらずに18日までつれ込んだというのは、これが原因です。

最終的には情報交換を実施していくという点で、1回限りのセミナーを開催する。それから、あのセミナーで決まったことについては、事務局が各締約国に情報を提供していくというふうな、そういう位置づけで、それを、要は次期の交渉の開催に使うというふうな、そういうきっかけにするというふうなセミナーではないという位置づけです。それは、こういった次期交渉をできるだけ早く進めていきたいというE Uと、それからこういうのをおくらせたいというアメリカですけれども、その対立というのは非常に根深いものがありますし、それから途

上国の中でも、どちらかという、まだ次の交渉をどんどん始められると、途上国の約束削減義務の約束をとられる可能性もあるということで、途上国は懸念を示しているという面もあります。

したがって、5月に、とりあえずはセミナーを開催して意見交換をする、情報交換をするということに、今回とどまった。これは非常に大きなポイントだと思います。

それから、もう一つが、途上国の関心事項として、適応差です。これは気候変動によって、いろんな災害が起こったりとかしているわけですが、それに対応するためのいろいろな資金とか、人的支援などの支援に加えまして、5カ年の行動計画というのを、今回つくった。この3点が主な成果であるというふうに言えると思います。

(スライド)

吸収源、これは森林分野ですけれども、具体的にどういうふうなことが議論されたかということで、これも大きく分けて3点ございます。1点が森林等による吸収量の推計方法等に関する指針、G P Gとっていますが、これの京都議定書への適用などです。

2点目として、伐採された木材製品。今のルールでは伐採されたものというのは、即排出になってしまうわけですが、実際に切られても木材は残っているわけです。残って何かに使われている。ある意味で、炭素がそこで保存されているわけですが、そういったものが評価されていないということで、これの取扱いをどうしていくかというのが、今議論されています。これはまさに今の枠組ではなく、次期、次の約束に向けての交渉ということです。

それから、3点目が今回、中心議題の小規模C D Mの植林ルールということでございます。

この3点が森林分野で議論された点であります。

(スライド)

まず、G P Gの京都議定書への適用ということですが、実はG P Gは、2003年のC O P 9で、G P Gを適用させるということ、採択するということを目指してやっていたんですけれども、C O P 9で採択できずに、昨年6月のS B S T A 20でも議論がまとまらずに、今回のS B S T A 21まで持ち越されたということでして、今回は最終的に強く反対していたツバルとか、そういった国が、これについてある程度納得をしたということで、最終的に合意が得られることになりました。

ツバルなどは、余り名指しで言うとあれなんです、いわゆる島嶼国自体は非常にシンプルです。特に植林、森林の吸収源を使うということに対して非常に懐疑的というか、できるだけ使わせないようにしようというふうな、そういう考え方を持っておりまして、したがって、こ

ういう適用に関しても非常に厳しい適用の仕方を求めようとしていたわけです。

それに対して、日本・カナダ・EUなど先進国は、そういうことに対しては非常に、そもそもがG P Gの趣旨に合わないのではないかという主張をして、最終的には納得されたということでもあります。

それから、もう一つ、今後の対話ということで、第1約束期間後の森林吸収源の取扱いについての対話プロセスというのを、これはオーストラリアが提案していたわけですがけれども、それについても、途上国がそういう対話というのはまだ時期尚早ということで反対をして、これをどうするかというのは、継続検討ということになりました。

(スライド)

それから、さっきのHWPの計上方法ですがけれども、今のところは特に何も決まったものはありません。I P C Cの方で、いろいろなアプローチがあるわけですがけれども、プロダクション方式とか、ストックとかフローとか、いろいろあるんですがけれども、そういうアプローチに適用可能なデータの推計方法の開発をI P C Cで進めている、それが報告されて了承されたということなんです。

それから、もう一つは、このHWPの関連データの未提出の国というのは、日本もそうなんですけれども、未提出国は8月までにデータを提出してくださいよということなんです。それで、データを提出した後、S B S T A 23、これは11月か12月にかけて開催されますけれども、そこで検討していくということになります。

(スライド)

最後に小規模のC D M植林のルールづくりということで、これはどういう形で行われたかということの説明であります。6月のS B S T A 20のときと同じような形で進んだわけですがけれども、通常、1つのまとまりがある議論というのは、コンタクトグループというのを設置して、そこで大きな会議場で議論すると、なかなかまとまらないので、専門家によるコンタクトグループで議論をしていく。ここも加盟国が全部入れますし、それから基本的にオープンですので、いろいろな人が入ってくるということもあって、さらに少人数の非公式協議ということで、ここは極めて少い人数で議論をしていく。決まったことを、このコンタクトグループに上げて、ここです承を得て、S B S T AとかC O Pに上げていくという、そういうルールになっております。

今回も、前回のS B S T A 20と同じ議長、グループというブラジルの女性の方ですがけれども、この方と、もう1人はディンペンマンという、吸収源では有名な人ですがけれども、イギリスの

男性の方です。この2人が共同議長ということでまとめ役になりました。非公式協議については日本とか、EU、カナダ、これは絞られた国ですけれども、スイス、ノルウェーなどなどです。こういった国が参加をして議論を行ってまいりました。

今回のSBSTA21は、前回のSBSTAからの持ち越しとなっているバンドリング。これは後でまた説明しますけれどもの話とか、小規模、これは8ktというふうなものに位置づけられているわけですけれども、この定義のあり方、それから、途上国に対する支援策などについて議論が行われました。

最終的に、SBSTAでドラフトが採択されて、その決定案をCOP10で採択ということになりました。採択された文章については、UNFCCC、条約事務局のホームページにございますので、きょう、お配りしていませんけれども、そこで確認していただければいいと思います。

(スライド)

それで、ちょっとここはおさらい的なんですが、CDMの枠組みを少し簡単に、ちょっと模式的にあらわしたものでして、これがアネックス1カントリーということで、いわゆる先進国のプロジェクトパーティシパントです。それから、これが途上国となるわけですが、先進国の参加者、企業とかNGOとか、いろいろな団体でもいいんですけれども、そこからファンドとかテクノロジーが途上国の方のプロジェクトに行くわけです。プロジェクト自体は、CDM自体は新規植林か再植林、どちらかしかありませんので、それもいわゆる1989年以前に森林でなかったという条件がついていますので、そういうふうなところに対して、先進国から技術やお金が行ってプロジェクトを実施していく。そのプロジェクトは、当然、木を植えて植林をしていくわけですけれども、ここに二酸化炭素の蓄積ができるわけです。それをいわゆるクレジット、CRとして発行をして、その発行したものを途上国と先進国で分け合うというふうな仕組みになっています。分け合ったものについては、先進国は排出削減義務がありますので、その排出削減義務にこれを使うことができる、というふうな仕組みになっています。

したがって、途上国から見ればお金とか技術が入る。そのことによって地域の環境が保全される。先進国にとってはそれがクレジットとなって戻ってきて、それで排出削減に使えるというふうなメリット。ですから、これは先進国・途上国、双方がメリットがあるという、そういうシステムなんですけれども、それをちょっとわかりやすく書きました。これは皆さん、ご理解されていると思います。

(スライド)

今回は小規模のCDMのルールということで議論が進められたわけです。前にも申しましたように、通常規模はCOP9でルールが決められたわけですが、今回、COP10では小規模なCDM植林ということで議論が行われました。これはCOP9のディビジョンCOP9という、19/COP9というディビジョンの中に書かれている定義なんですけれども、小規模植林というのは一体何かというと、「年間8ktの二酸化炭素以下の吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量になると予想され」というのは、これは一定のプロジェクトのエリアがあって、そこで吸収される二酸化炭素の量が年間8kt、8,000キロの二酸化炭素。それよりも大きいものは通常規模ですよ、それよりも小さいものは小規模ですよ、小規模になればルールが簡単なルールになりますよ、というふうなことです。

それから、もう一つコンディションがありまして、ホスト国の規定する低所得共同体、コミュニティとか、個人、インディビジュアルにより開発されるか、または実施されるものという、こういうもう一つの条件がありまして、この2つを満たすものをCDM植林というふうに定義するというに、これはCOP9で決まっております。

もう一つは、8ktといっても、実際、8ktを超えちゃったらどうなるのということ、超えた分はtCERsとかICERs、いわゆるクレジットは発行することはできませんよと。この3つは既にこのディビジョンに書かれたものです。

(スライド)

これは前回のSBSTA20で決定した事項。これはちょっとおさらい的になりますのであれですが、主要なものは、前回の6月のSBSTAで決まっております。大体合意を得たものでして、ベースラインであるとか、それからモニタリング、リーケージ、それから環境・社会経済影響分析です。それから、バンドリングで、デバンドリングというバンドリングできないという、その条件というのが一応決まっております。これらについては既に決まったもの、合意を得ているということです。

(スライド)

それをちょっと実際に決定文ではどういうふうに書かれているかというのを、ここで示しております。

まず、ベースラインですが、顕著な変化が起こらないことを示せる場合、プロジェクト開始前に測定した現存する炭素蓄積をクレジット期間中一定と見なすことが可能。これはちょっとわかりづらいですが、ベースラインというのは、皆さんご存じかと思いますが、そのプロジェクトがなかった場合に、例えば草地のような、そういうところに木を植え

ていきます。そのときに、その場所というのは、将来的にずうっと草地のまま推移する。それがベースラインです。草地でも、ある程度の炭素の蓄積量はあるんですけども、木を植えたら、これだけふえるわけです。草地の場合は、ベースラインが草地である。それは、ここに「顕著な変化が起こらないことを示せる場合」というのは、まさに草地のまま推移しますよということが示せる場合には、その「プロジェクト期間開始前に測定した現存する炭素蓄積をクレジット期間中一定とみなすことが可能」。だから、コンスタントに一定の割合でいけますよというのは、ここで、こういうことが示せればいけます。ただ、顕著な変化が想定される場合には、理事会が簡素化されたベースライン方法を開発するということになっておりまして、それを活用しなさいよと。したがって、起こらないことが示せる場合には一定ですけども、それが示せない顕著な変化が起こる場合には、この理事会で、今後開発されるベースラインを使うということになります。

ここでちょっと注意書を書いていますけれども、では開発される前にはできないの、ということなんですけれども、実際には理事会で開発はするんですけども、開発した、簡素化された方法でもいいですし、みずから開発した方法でもいい。どちらかを選択できるというふうなことになってます。

(スライド)

それから、もう一つは、理事会で開発するわけですけども、今回といいますか、S B S T Aで決まったことは、理事会が草地から林地に行く場合、農地から林地、湿地から林地、居住地から林地、こういったタイプごとに、簡素化されたベースライン方法を開発していきなさいよと。これはガイダンスです。いわゆる、こういう形で簡素化の方法を開発してくださいという、理事会に対してのガイドです。

これら4タイプについては、ここにちょっと条件がついていますけれども、土壌とか、プロジェクト期間とか、気候条件を考慮した簡易手法を開発すること、ということになっております。

これをもとに、理事会が方法論を開発していくということに、これからなっています。

(スライド)

これはさっきの説明を図であらわしたものです。ベースライン、これはプロジェクトがない場合、こういうふうな草原が、そのままずうっと草原で変わりませんということが、これはベースラインシナリオです。ちょっと波打っていますが、これは一定ですよということが証明できれば、それは一定値を使えるということです。通常はこういうふうな草原に木を植え

るわけですが、こんな感じで成長していくということにして、クレジットというのは、このプロジェクトではない場合の、いわゆるベースラインです。収量というのはこれですが、そこからベースラインを引いた、これがクレジットになるという考え方です。その意見がちょっとありますけれども、そういったものを引いたものが、最終的にはクレジットの量ということになります。これがCDM植林の考え方なんです。

(スライド)

モニタリングです。これは当然プロジェクトがあって、実際にどれだけ二酸化炭素が蓄積されているかというのをはかっていかなければいかんわけですが、そのはかり方をどうするかというふうな議論でして、はかり方も簡素化していきましょうよということになっています。モニタリングのやり方についても、次の、ことしの12月ごろに開催されるCOP/MOPで検討していくための簡素化されたモニタリング方法を、理事会は開発をしていく。

あと、炭素プールというのがあるんですけども、いわゆる森林でも見えている部分、地上部とか、地下の根っこ部分とか、あと、例えば枯れている木とか、それから土壌中の炭素とか、いわゆる枯れ葉です。そういったものすべてを炭素プール、それぞれを炭素プールと呼んでいるんですけども、そのそれぞれ全部を測定しなくても除外が可能、1つ以上の炭素プールを除外できるというふうなための監査法の検討というのも理事会で行っていく。

それから、適切な場合にはプロジェクトタイプごと、これはさっきいったように、草地とか、湿地とかそういったもののプロジェクトタイプごとに方法を提示していきましょうと、そういうことです。こういったものが今回といいますか、COPで最終的に決められたものです。

(スライド)

それから、リーケージというのがございました。さっきの絵に戻していただけますか。

(スライド)

ここにリーケージの説明が書いてあります。リーケージというのはどういうものかということで簡単に説明をしておりますけれども、例えば、プロジェクト実施により、これまでプロジェクトサイトの中で農業を行っていた人々、サイトがあって、そこで農業をやっていました。当然、プロジェクトを実施することによって、農業を行っていた人がプロジェクトの外に出て、植林をするために、そこを移動してもらって、プロジェクトのエリアの外に出て焼き畑農業を実施するようになった。そういった場合には、そのプロジェクトに起因して排出が起こるということをリーケージといっております。そういうリーケージもちゃんとカウントしましょうよということになっております。そのカウントの仕方も簡素化していきましょうという話にな

っております。

(スライド)

今回も、これは非常に複雑な書き方をしていますが、プロジェクト実施により各種活動や人の排除がプロジェクト境界外で起こらないことを証明できる場合。人とか活動がプロジェクトの境界の外に移動しないということが証明できる場合には、「排出が増加するとしても検索は不要」。原文はもう少し、トリガーというのがあるんですけども、要するにそういう活動みたいなものを引き起こす場合も、そういうことが引き起こされないような証明ができる場合には計測は不要というような、そういう書き方になっています。ここでは「等」というふうにしています。こういうものが証明できない場合には計測が必要。理事会はその計測のためのガイドラインを開発する。これも最終的には理事会に、方法論についての開発を委ねるということになっております。

ちょっと説明が不足していたかもしれませんが、理事会というのはCDMのいろいろな方法論を決めたりとか、それから、プロジェクトの実施のいろいろな登録をしたりとか、というふうな役割を担っているところでして、CDMにとっては非常に重要な役割を果たしているところです。

この理事会が、最近、特にプロジェクトの方法論とか、審査とか、そういったもので大変忙しくなっていて、その議論の仕方にも非常に問題があるということで、今、いろいろなことを言われているわけですが、ある意味で役割を強化して、もう少ししっかり対応をしていただかないと、こういうガイドラインとかの開発も理事会に委ねられているわけですから、こういうものを迅速に、これから開発を進めていただくということが必要かなというふうに思っています。

(スライド)

環境・社会経済影響分析ということで、これも社会経済影響の分析というのは、通常と違いますか、排出の方の小規模のCDMについてもやることになっているんですけども、今回は「環境」というのがつけ加わって、こういったものの分析を実施していく。仮に顕著なマイナス影響があると考えられる場合には、規模に応じた評価を実施していくということになっています。

(スライド)

今まで説明したのは、SBSTA20で、ある程度合意ができたもの。今回のSBSTA21で議論した点というのは、SBSTA20で持ち越しとなった部分についての議論ということです。

大きなところは、この4点ぐらいかなと思います。1点目が小規模の閾値ということで、先ほど申し上げた8ktの、具体的には定義の仕方です。それについて議論があった。バンドリングの取扱い。それからホスト国への技術支援、これが一番途上国の関心事項なわけですけども、実際に技術とか資金的なリソースがない、そういう途上国が一番期待をしている部分があります。それから、課金、これはいわゆるクレジットから何がしかを差っ引いてそれを分配するということになっておるんですが、その差っ引き方です。税金のようなものですけども、それをどうやって決めるか。それから、その他ということです。

(スライド)

まず、小規模の定義です。この議論は、8ktを超えないというふうな定義というのは、既にCOP9で決まっていたわけですけども、では、その年平均というのをどういうふうに考えるかというので、今回いろいろと議論がございます。COP9のときにも、アフリカ諸国などは小規模というので、ある程度、実際には40ktとか、30ktとか、そういった程度でもいいのではないかと、小規模といえるのじゃないかというふうな主張が、アフリカ諸国からあったわけですけども、一方で中国は3ktというのを主張していたということで、実際に排出源の方は小規模15ktという数字になっておりまして、ですから15ktでもいいんじゃないかということもあります。もともとアフリカは40ktとか、そういった数字を出したということもございます。他方で、中国あたりは3kt。

実際に面積でいうと、この8ktというのは、例えば強度樹種ですね、大体1,000haから、成長の早いもので300haとか、そういうふうな感じになるわけです。ですから、例えば8ktが10ktとかになるともう1,000haを超えてしまうというふうなところから、中国あたりは1,000haも超えるようなものを小規模と呼べるのかというふうな議論が、このCOP9で既にあって、それをさらに、では具体的にどういうふうに決めましょうかねというふうに、今回、議論があったわけです。

事務局の方からは2つの案が示されていまして、1つがそのプロジェクトの期間です。例えば最大60年プロジェクトの期間があるわけですから、60年で平均して8ktだったらいいじゃないかという1つの案。それから、もう一つは、毎年毎年8ktを超えてはだめですよと。ですから、毎年、1年目、例えば10ktであれば、その2ktはだめですよというふうなこと。そういう極端な考え方の2つがあって、双方、それぞれ特に大部分の国はプロジェクト期間を通して平均8ktであればいいんじゃないかというふうな主張をしたんですけども、中国とか、さっきもちょっと名前が出たツバルとか、そういった国は強行に反対をした。議長から、その折衷案

ということで、要はC O P 9の議論をもう一回りオープンするのcaというふうな話から始まって、最終的には各検証期間ということで、これは5年間ですけれども、5年間の中で平均8 ktを超えないということですから、これは最終的に40ktまで認めましょう、ということになったわけです。

ただ、その40ktですけれども、それを超えた場合には、クレジットの発行は認められない。実際にこれは検証期間ですから、8 kt、40ktの計画をつくって、実際には40kt超えちゃったといった場合には、これは認めませんよ、ということになります。これは既にC O P 9で決定しています。

議長からの提案があって、この問題についても、こういうふうな決着が図られたということです。

それから、バンドリングについては、いろいろ前回のS B S T Aでも議論があったんですけども、最終的にこの部分はS B S T A20で合意されていました。デバンドリングというのは、小規模の簡略化されたルールを悪意に使うとすれば、大きなプロジェクトを小分けにして、全部小規模だといって簡略化したルールを使うというふうな人が出てくる可能性があるので、デバンドリングというものはこういうものだ、デバンドリングはだめですよという条件をここで決めおきます。

基準は3つです。同一プロジェクト参加者。同じ参加者が過去2年以内の登録で、最も近い境界の登録が1 km以内。登録された境界が1 km以内、この3つの条件を満たすものについてはデバンドリングだから、これはデバンドリングでやってはだめですよという基準です。この基準は前回のS B S T Aで決まっています。

あと、これは途上国の関係国がいろいろ議論をして、最終的にこういう文言になったんですけども、その費用、友好化とか、検証・認証とか、小さなプロジェクトがあって、それを一元的にやっていけるような、そういう仕組みにしていこうということで、こういう観点から複数のプロジェクトの提出を調整することに関心があるプロジェクト参加者に対して、締約国が調整をするということになっています。

(スライド)

それから、途上国に対する支援策ということで、かなりいろいろと議論がありました。事務局に対するこういうW E Vを活用した情報交換とか、それから情報へのアクセスの促進要請みたいなものです。それから附属書 国、先進国に対してのキャパシティビルディングに対する支援の要請とか、それから、ここにちょっと出ていないんですけども、事務局の案では

途上国からかなり要請があったんですけども、指定運営機関、D O E の設置、O E の設置を途上国で設置するような、そういった支援を附属書 国に対してお願いするというふうな、そういう案も示されたわけですけども、そもそも指定運営機関については、それは民間のレベルの話であって、国が関与してどうこうする問題ではないというのが1つあります。それから、カナダあたりからは、法的にはちょっと問題があるんじゃないかというふうな指摘もあって、最終的にはそういった支援策については、これは小規模の植林C D Mだけの問題ではないので、そういう途上国に対するO E に対する支援というのは、別のところで、C D Mの促進というふうな位置づけの中で議論されているということになっています。したがって、それは外されたということです。

(スライド)

それから、多国間機関とか、政府間機関、それからN G O に対する要請ということで、キャパビルとか、いろいろな技術的な支援、こういうウェブを活用したツールの開発とか、国際機関同士の連携によるワークショップの開設とか、こういったものを作ってほしい。途上国からは、特にキャパビルに対する支援の要請というのが非常に議論と申しますか、要請が上がっていたような気がしました。せっかく途上国の、特にそういう貧困層、低所得者層の方が参加できるような、そういう枠組ですし、そもそもC D M植林自体が、土地があって、適地があればどこでも実施できる。エネルギーの場合なかなか難しい面もあるですけども、今回も特に小規模のC D M植林に関しては、そういうより貧困対策に活用できるということで、そういうふうな意味も含めて、地域に対するキャパシティビルディングへの支援というものに対する要請が非常に強かったというのが印象に残っています。

(スライド)

これは「課金」と書いていますけれども、プロシードというのがあって、通常規模のC D Mプロジェクトでは、発行されるクレジットの2%は途上国支援のために差し引かれるということになっています。さらに、制度運用の経費として何がしかを差し引くということになっています。したがって2%プラスアルファで、全体のクレジットから2%プラスアルファが差引かれて、それを分けるというふうな位置づけになっています。

ただ、ここに「途上国支援」とありますので、途上国支援で、今回、小規模の、特にC D Mの植林C D Mですので、そこは途上国支援のための課金というのは差し引かなくてもいいんじゃないかという意見が大多数を占めたということになります。

それから、登録費用とか、制度運営のための課金についても低目に設定をするということで

合意をされております。

(スライド)

その他のルールということで、有効性の審査とか、認証・検証は同一の指定運営機関が実施できるということが決まりました。

それから、低所得者層の参加の証明はホスト国が決定する。特に低所得者層、ローインカムコミュニティとか、インディビジュアルズの定義というのを厳密にどうするかというのを、そこで何か決めるというよりは、ホスト国が「そうだよ」というふうに言えば、それでいいんじゃないかと。

それから、公的資金の活用に関してはODAの流用を招かない。これは今までも言われたことを確認することになっています。

(スライド)

あと、今後のCDM植林の方向ですけれども、今までルールの概要を説明したわけですが、今、どういう状況になっているかといいますと、昨年7月に植林ワーキンググループというのが設立をされています。CDMの方法論といいますか、具体的にどういう方法でプロジェクトを実施していくか、という方法論の審査というのを、まずやるわけですが、その方法論の審査などをやるところが、今まで排出が中心だったので、排出のCDMプロジェクトに関してはメソパネルという、メソドロジースパネルというのが既に設立されていて、そこで方法論のいろいろな議論をしていたわけですが、今回、COP9で既にルールが決まって、植林に関する専門家が、今のメソパネルには少ないということもあって、新たに植林関係のワーキンググループというのをつくって、これはメソパネルと同じような位置づけのものですけれども、そこでいろいろな方法を議論していきましょうということに、今なっているわけです。既に会合も数回開かれておりますし、近々また、1月中に開かれる予定ですが、精力的にいろいろとこれからやっていくということです。正副議長はエグゼクティブボードのCDM理事会のメンバーがなっている。あと、それ以外の5名の専門家によって構成されるメンバーでいろいろと議論していきましょう。既に、ベースラインとかモニタリングとか、BDDの様式なども確定しています。ここでワーキンググループで議論して、それをEBに上げて決定していくということです。

これは、方法論、通常規模の植林の話ですけれども、通常規模のCDM植林に関しては、現在、ベリーズとブラジルから既に方法論の提案がなされておりまして、次回の1月末ぐらいに行われるワーキンググループで審査をされるということになっております。

ワーキンググループのメンバーは5名ですので、今、2件ということなんであれですけども、排出と同じように件数がふえてくれば、審査もかなり大変になってきます。これから、デスクレビューアールとか、そういったものを活用して、もし大変になってくれば、人数もふやすというふうな話も出てくるかもしれませんが、今のところはないですけども、そういうふうなものも活用しながら、いろいろなリソースを活用しながら審査を進めていくということになっていくと思います。

ここにちょっと書いていますけれども、「EBのオーバーロードは変わらない」というのは、今でも相当ハードな形で、かついろいろクローズされたところでやっているということで、非常に批判あるわけですけども、そういった点というのはなかなか改善は難しい。時間は少しこれからもまだかかるだろうなという感じです。現在、既に登録されているのは、まだ1件ということなので、そういう意味からすれば、まだまだちょっと時間がかかるかなと。

小規模に関しては、EB、いわゆるCDMの理事会に今回、方法論の検討を委ねているという面もあって、EBが忙しいと、なかなか方法論も、ことしの12月のCOP/MOP1に上がるかどうかというのも、非常に微妙という状況ではないかなというふうに思っております。

(スライド)

これは、同じようなことを、またいっていますけれども、ワーキンググループが24から26です。ここで今の通常規模の植林の方法論、ベリーズとブラジルの案件が議論される。議論された結果を、2月23日から25日に開催されるCDM理事会で審査されるということになってくるということでございます。

今のところ、2件しか上がっておりませんが、これから、こういうふうなところで方法論がいろいろ議論されますから、方法論がうまく通れば、その方法論を使ってプロジェクトのいろいろな提案がなされるということが期待できるかな、というふうに思っております。

ちょっと雑駁な説明で申しわけございませんが、以上で、大体、私の説明を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

司会 赤木調査官、どうもありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたが、ここで若干休憩をとらせていただきます。10分少々休憩ということで、3時15分から、また後半の質疑応答等始めたいと思います。10分少々のお休み、よろしく願いいたします。

(休憩)

(再 開)

司会 それでは、3時15分を過ぎましたので、皆様、ご着席よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の報告会の後半部分になりますが、前半の部分で赤木調査官の方からは、ややもすれば非常に難解なCDMでございますけれども、非常に平易な優しい表現でご説明いただきました、このご報告、あるいはご報告以外のことも含めてでも結構かと思ひますが、質疑応答あるいは意見交換の場にしたいかと思ひております。

ご意見あるいはご質問等ある方、挙手をお願いいたします。当方の係の者がマイクをお持ちいたしますので、マイクが届きましたら、恐縮でございますが、できれば氏名、所属を述べていただいて、その後、ご意見あるいはご質問等していただければ幸いかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、赤木調査官、壇上の方へ、恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

それでは、ご質問、ご意見等、ご遠慮なく挙手をお願いいたします。

加藤 海外林業コンサルタント協会の加藤と申します。

きょうは非常に貴重なお話、どうもありがとうございました。

4点ほど質問させてください。技術的な問題が3点ほど、まず1点目は、今回の小規模のCDMに関してもPDDを作成することになっていくのかと思うんですが、その様式というのは、通常規模のものと、また違うものになるのかどうか。なるのであれば、こういったような今後の方向か教えてください。それが1点目です。

2点目はアディショナリティの証明なんですけれども、ベースライン値の裏表だとは思いますが、通常規模では、例えば投資のバイヤーを超えるだとか、そういった形でアディショナリティを証明していく形になっているんですけれども、その辺は、小規模の方はどういう形になっていくのかということですね。

3点目は、方法論について、基本的には先ほどもお話のありましたように、理事会で、これからもんでいくということなんですけれども、特にベースラインの、いわゆる4つのタイプからの土地利用が変わる部分については、理事会で方法論を検討するということですが、それ以外のパターンの場合、それは、やはり方法論を通常規模と同様に、承認をとるという作業が必要になるのかどうか。

最後は技術的な話はないんですけれども、ODAの流用について、先ほども基本的には通常規模と変わらないという話があったんですが、小規模の内容を見ますと、例えば貧困層対策だとか、いってみればODAの技術的協力プロジェクト等に非常に近いものがあって、なか

なか民間ベースでは、その部分に手をつけたい部分があるのではないかというふうに思うんですが、そこについては何か理事会等で、ODAの流用とかODAを使って小規模無償をやっていくということについて、何か突っ込んだ議論等があったのかどうかをお教えいただければありがたいです。

どうもすみません、長くなりまして。よろしく申し上げます。

司会 ありがとうございます。

では、赤木調査官、よろしくお願いいたします。

赤木調査官 最初から非常に難しい質問ばかりですので、的確に答えられるかどうかあれなんですけど、まず1点目の小規模のPDDの様式がどうなるかということでしたが、通常規模は既にPDDの様式が固まっているわけですけども、小規模に関しても、これから様式というものが、簡素化されたものが何か必要になってくるというふうになことになると思います。ですから、今の様式そのものを使うというよりは、むしろ別途新たな様式のようなものがつくられるのではないかなというふうに思っております。

それから、2点目のアディショナリティの証明ですけれども、ちょっとここには実際のドキュメントといいますか、決定文がないんですけれども、決定文を見ていただいたら、若干、アディショナリティについての記述というのが、アペンディクスのBの最後に、アタッチメントA、トゥー、アペンディクスBというふうに位置づけがあって、ここで具体的に、いわゆる排出の方の小規模のルールを勘案しつつ、これから決めていくということになると思います。エグゼクティブボードに対して排出の方の今の考え方、それをもとにして、これから決めていくということになるかと思えます。

それから、もう一つは方法論ですね。理事会で4つのタイプに関する方法論が、これから開発されるということになっておりますが、それ以外に関しても、4つの方法論以外の方法論が認められないということではなくて、それはあくまでも別の方法論があれば、それを提案できるということになっております。したがって、そこは新たな方法論を通常規模と同じような形で方法論を提案して、それを最終的にワーキンググループでもんで、理事会に上げて、理事会で決定すれば、その方法論が認められるという形になると思います。

それから、ODAの流用ですけれども、ODAの流用に関しては、余り議論というのをせずに、通常規模と同じような形で取扱うというふうな、これは、途上国、特に中国とかそういったところの、かなり強い考え方というのがあると思うんですが、ただ、おっしゃられたとおり、小規模に関しては、ODAを活用して、いろいろとキャパビルとか、そういったものが可能だ

ろうと思いますし、可能性として流用かどうかという問題は、これはご存じのとおり、実施国いわゆるホスト国と投資国の両者が、ODAの流用ではないということを証明すればいいわよすので、そこはどのような形のODAの活用というのがあるのかどうか、その辺は、これから検討していかなければならないでしょうけれども、何かそういうキャパシティビルディングとあわせたような形で実施していくのは可能ではないかなというふうに思っています。

司会 どうもありがとうございました。

どうぞ。

大山 東京電力の大山と申します。

プレゼンテーション、ありがとうございました。

3点ほど質問させていただきたいと思います。まず1点目が、ただいまご説明のありましたODAの流用の話なんですけれども、ODAの流用はホスト国、投資国両方が活用でないと証明すればいいというふうなことなんです、いつやって、何で証明できるというふうにとらえられていらっしゃるのか、ということについて教えていただき対いとしたいと思います。

すなわち、政府承認があれば、それはODAの流用ではないと認めたということととらえてよいのかという点について教えていただきたいと思います。

次がレジストレーションに関してなんですけれども、プレゼンの一番最後のところで、「方法論の審査は今後時間がかかるであろうというふうに見込まれる」とおっしゃっておられました。確かに、そのとおりだと思います。排出源CDMの方では「マラケシュで2005年までにサブミットして結果としてレジスターされなければ、2000年からクレジットが認められない」というふうに書いてありますけれども、では、一方で吸収源の方はといいますと、ルールが2年おくれて、ようやくミラノで大枠が決まって、去年ブエノスアイレスでスモールスケールが決まったというふうに、整備の状況が大変おけている状況でありまして、しかも、スモールスケールのベースラインは、これから理事会が決めるというようなことになっていると聞いています。

となりますと、ここからが質問なんですけれども、こういったおくれた整備状況でも、AR-CDMに関しては、2005年までにサブミッションが必要だという認識でよろしいでしょうか。あるいは、これに関する何らかの2005年以降に、サブミッションを延伸してもよいという議論があったかどうかについて教えていただきたいという点です。

最後なんですけれども、もし仮に2000年から始まっているプロジェクトがあったとして、ことし、あと11カ月しかないんですけれども、ことしまでにサブミッションして、ノーレビュー

リクエストよりレジスターまでいかないとする、五、六年分のクレジットを失ってしまう。これは何か我々、投資インベストメントの観点からすると、非常にリスインセンティブになる部分があると思うんです。

それを踏まえて、今後、例えば日本政府が今後の交渉で、2005年以降に延伸をしてもらえるように交渉をする方向にあるのかどうかという点について教えてください。

以上、3点、長くなってすみません。

司会 よろしくお願ひします。

赤木調査官 すべての質問に的確に必ずしも答えられるかどうか、あれなんですけれども、流用に関して、私の理解では、基本的にプロジェクトを、それぞれ両国が承認するという形になるので、その時点でODAの流用ではないということであれば、そこはそういう形で証明ができれば、それはそれで認められるということになるのではないかなと思っていますし、あと、2番、3番に関しては、すみません、私の十分な知見がないので、宮園さん、何かありますか。

宮園補佐 確かに2000年以降のプロジェクトであっても、登録されたものであればいいということで、確かにおっしゃるとおり、エネルギー部門であったとしても第一約束期間の2008年を考えれば、非常に期間は短い。その中でARについては2年おくらせている中で、この2005年を、例えばもう少し柔軟に対応するとかいう議論があったかと言われれば、正直言って、そこまでの議論はありませんでした。これについては、今までどおり、2000年以降であっても、2005年末までに登録すればいいというふうな理解は変わりませんし、恐らく今後のCOP、SBSTA等の議論の中で、それを議論していく時間、あるいは余地等はなかなかないのかというふうに考えています。当然、日本政府としてそこを強くやるについては、おくれた分を何らかの形でカバーすべきではないかということをご提案していくべきだと言われれば、確かにそのとおりなんです、AR全体のルールづくりの中で、ひとつARに対しての各国の考え方、ARに懐疑的なところもありますし、積極的なところもある中で、我々もぎりぎりのところで、なるだけ有利なルールという部分で交渉はしてきたつもりですけれども、なかなか全部が思うようにはいきませんので、おっしゃったとおり非常に厳しいご指摘ではあるんですけれども、今の段階で我々として、その部分を積極的にフレキシビリティを確保していく方向を出せるかと言われれば、ちょっと難しいというのが現実でございます。申しわけありません。

大山 ありがとうございます。

司会 どうもありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見……。

増井 日本森林技術協会の増井と申します。いつもお世話になってありがとうございます。

3つ質問させていただきますけれど、まず、小規模CDMのねらいなんですが、通常のように民間の事業者の参加をねらったものか、あるいは個人でも参加できるのか、どうでしょうか。

それから、大きさとして300haといっても非常に大きな面積で、例えば通常の普通のアジアだとかアフリカのような国ですと、小規模分散して空いている土地が多いと思うんです。そのような場合、バンドリングやって、例えば1km離れていなければ、幾つかくくってプロジェクトとちして出していいのか。

それから、3番目として、そういったところで小さい所有者がたくさんいるようなところで、低所得者層が参加としては、どんな形、あるいは造林作業に参加するのか、ほかの賃金として雇ってやるのか、どんな形が考えられるか、お願いします。

赤木調査官 まず、参加の仕方ですね。いろいろな参加の仕方があると思うんです。事業者ということで参加するということ、それから個人の参加ということも考えられますが、今のところは事業者、要するに、個人ということではなくて、あくまでも事業者という形になるのかなと思っています。

それから、小規模の分散しているプロジェクトに関しては、先ほど説明でも申し上げたとおり、デバンドリングのルールというのが一応固まっていますので、デバンドリング以外のものであれば、バンドリングできる。ただし、全体の数量が8ktを超えないというルールになっていますので、したがって、小規模なものを幾つかあわせて、バンドリングして、8ktを超えないものであれば、小規模のルールが適用できるということになるのかなと思います。

したがって、最短距離で1kmよりも近くないとか、あるいは2年間の期間があるかどうかとか、同一事業者であるかどうか、そういったデバンドリングの判断によって、それに該当しなければバンドリングが可能であるというふうに思っています。

それから、低所得者層の参加ですけれども、いろいろな形があると思います。いわゆる開発され、実行されるというふうな言い方ですので、具体的に開発にどのように参加するか、あと、実行に具体的にどういうふうに参加するか、というふうなところがかかってくると思うんですけれども、先ほどおっしゃったように、実際に木を植える行為に参画する、これは実行の方だと思うし、プロジェクトの形成に係わってくるということであれば、それは開発の方に入るかなど。かわり方というのはさまざまな係わり方があります。それから、当然自発的に生まれ

てくるものもあれば、ある程度、投資国側が積極的に働きかけるという面も出てくるのかなと。働きかけた結果、開発にも参加させ、実施にも参加させるというやり方があるのではないかなということですよ。

司会 どうもありがとうございました。

堀 国際協力機構の地球環境の堀と申します。

実は、昔、私も直接交渉に携わっていたんですけども、ちょっと離れていまして、もしかすると、もう自明のことを聞くかもしれませんけれども、その辺はご容赦願いたいと思います。

今、国際協力機構としてCDMに興味があるのは、途上国側からして、いかに、どのようなことをすれば途上国への投資がふえるかという観点で、JICAがCDMに関連してどんなことができるかというのを、今、一生懸命考えている、そういう興味の中から質問するということをご理解いただきます。

1つは、小規模の条件のところ、これも前のSBSTAで決まっていたというのを、私、気がつかなかったんですけども、先ほど、増井さんのご質問にもあった低所得者層の、今、見せていただいた資料には「参加」ではなく「開発または実施」と書いてあったですね。という部分なんですけど、当然のことながら途上国の小規模の所有者自身が理事会にかけられるような文章を、とてもつくれるとは思えないので、だれかがサポートし、つくって、それを彼らに見せて合意をして、ということになると思うんですけども、その辺の、わざわざ「開発または実施」というふうに書いてあったということ、もう少し詳しい内容として、どのくらいのを要求されているのか、そこをもしわかれば教えてください。

もう一つ、余りあとの2つは、今回のSBSTA、COPでは議論にならなかったような気がするんですけど、1つは追加性のことですよ。追加性のことについては、1つの理論としては、経済的な追加性、すなわちCDMをやることによって、CRを獲得し、それで収入がふえるから、今までの経済的なボーダーを超えるのだという、モデルとしては考えられるんですけど、当然、吸収源の将来の成長予測とか、CO₂の実際の固定量、それから価格が余りよくわからないという状況からして、そりを数字の上でみんなが納得できるように示すというのは、非常に難しいと思うので、そういうやり方は結構困難なのかなという気がしています。

それに関して、実際に会議の中での正式な議論はないとしても、例えば実際に参加者とお話をされている中で、その辺の追加性の、特に経済面、それだけではない面もあるんですけども、追加性の相場観のようなものが少しでも出てきているのかどうか、もしあるのであれば教えていただきたいと思います。

とりあえず、その2つ、お願いします。

赤木調査官 小規模の条件ということで、そういう低所得者層、コミュニティとか個人の開発、それから実施という、そういう書き振りになっているわけですが、この定義自体は、既にC O P 9で決められたということなんですけれども、ちょっと開発実施の意味についての経緯というのは、例えば今のところ、私が把握している経緯というのは、私も十分知らない部分があるんですけれども、先ほども言ったように、ディベロップですから、少なくともプロジェクトの形成する中に、ある程度関与する、そういうことが必要でしょうし、実施に関しては、当然、植林ですから植林の行為自体に参画するというようなことでしょう。多分、そういうローインカムコミュニティが直接文章なんかをつくって、というふうなことを期待しているのではなくて、まさに実施の部分で、そういう方々が入って何らかの関与をすることによって、ある程度、収入もそこで得られる機会があると思いますし、そういう関与の仕方ではないのかなというふうに思っています。

ですから、そこは今後、具体的にプロジェクトが出てきた段階で、どういう関与があるのかなというのは、これから示されてくるのかなというふうに思っています。

ちょっと詳しい議論があったのかもしれません。そこは、だれがご存じであれば教えていただきたいなと思います。

それから、追加性に関して、特に小規模に関して追加性で議論をしたということは、特にありません。通常、追加性の議論というのは、C D Mに関しては、すべてある意味で必要な議論ですので、具体的にどういう形で追加性を証明するかということに対して細かい議論というのは余りそこで、小規模の場で議論というのはなかったかと思いますが、何か、ありましたら、宮園さん……。

宮園補佐 若干補足させていただきますけれども、まず一番目の低所得者層についてからなんですけれども、これはちょっと相前後しますけれども、低所得者層の、いわゆる開発参加という言い方をされていまして、実は議論の中で、正式な議論ではないんですが、例えば参加の定義は何か、開発の定義は何かという、これは全く明確なものはございません。

というのは、そもそも低所得者層の定義そのものすら明確になっていないわけなんです。これは各交渉担当者間の中で、いろいろ意見交換とかしたんですけれども、例えば中国、非附属書国であるインドネシアでもどこでもいいんですけれども、年間所得が100ドルある人といったら、中国の本当の奥地であれば、結構いい暮らしができる。インドネシアのそこそこのところであればできないとか、それも一律に線は引けないだろうということがございます。だが

ら、それはあくまでホスト国が判断すべき話であって、その意味で言えば、私自身も開発だとか参加だとかいうものも、技術的な面から見て、例えば地域の住民の方々、農民の方々が定期的にモニタリングをやったりとか、そういったものはやれる場合だってあるだろうし、やれない場合だってあると思います。だから、その部分は、何らかの形で関与させる必要があるんだと。要するに、彼らはネグリジブな形でプロジェクトを無視したり、排除しないような形で、それを担保するための規定なんですね。

だから、何を以て開発とか、何を以て参加という明確なものはないんですが、要するに、その精神にあるものを理解しながら、そこはホスト国が、少なくとも小規模をやることによって、低所得者に何らかの便益を与えて、彼らを排除するとか、そういったようなことは起こらないというふうな形のプロジェクト、それをホスト国がそういった形でやられているというふうに見れば、私はそれで恐らく問題はないんじゃないだろうかと。これはあくまで何人かの交渉の担当者、あるいは途上国の人と話した形での感触なんですけれども、そういった形でしか今のところはお答えできません。

もう一つが、追加性に関するバリア、経済的なものを、今、堀さんの方からなされたんですが、これは一番最初のジョフカの加藤さんのお話にも、若干関連するんですけども、例えば、PDDはどうかとか、追加性の証明方法とか、明確には書いてないんですが、この小規模AR-CDMの議論のベースにあるもの、あるいは交渉担当者が、ある程度念頭にあるものが、小規模エネルギーCDMの手続が、ある程度、皆さん、頭の中にあるんですね。だから、例えばPDDについても、これは、簡素化されたPDDの様式は理事会の方で、あるいはメソパネルでエネルギー部門が開発されましたけれども、これも当然、植林のワーキンググループが開発するだろうという暗黙の了解で、そういったようなイメージがあるというふうに私は理解しています。

あと、例えば追加性の証明方法もそうなんですけれども、エネルギー部門では4つのバリア、経済的なバリア、技術的なバリアその他、4つの中で、最低1つでも使って証明すればいいというふうな形になっていますけれども、今回の小規模ARの中でも、それを参考に開発しなさいよ、という形になっていますので、恐らくバリアの幾つかのうちの1つ以上が使いなさいよ、ということになるだろうと、そういう1つの、全く、そこは経済、エネルギー部門を、まず参考にやっていくというふうな、ある程度共通の土台の認識があったというふうに、私ども考えておりますし、そのような形で進んでいくというふうに考えております。

以上です。

司会 補足説明、どうもありがとうございました。

先ほど、挙手されました方、お待たせして恐縮でございました。

日比 コンサベーション・インターナショナルの日比と申します。

大変興味深いご報告ありがとうございました。1つだけ、いわゆるジェネラルな質問になるんですけども、教えていただければと思います。

各国、契約国、いろいろな小規模あるいはA R - C D Mに関して立場があると思うんですけども、中国についてお伺いできればと思います。本日のご報告の中で、かなり厳しい見方をこれまでも出してきたというようなお話があったと思いますし、そもそもA R - C D Mに関して、積極的でない、あるいは、むしろ反対の立場なのかなというイメージがあったんですけども、現時点で、もしおわかりになれば、その辺、中国がホスト国としてA R - C D Mを推進していこうという考えを持っているのかどうか、というところを教えていただきたいと思います。

赤木調査官 中国に関しては、C O P 9、今回のC O P 10も含めて、ずうっと我々も中国はどちらかという、こういったC D M植林の枠組みをできるだけ使わない、使わせないような形で厳しい対応をしているのかなと。それはいろいろな理由があると思うんですけども、中国自体は、ご案内のとおり、今、植林を非常に推進している国の1つなんですけれども、ただ、他方で、植林以外の排出のC D Mに関しては、特に技術を導入したいという意向が非常に強いので、植林技術というのは、むしろ、彼らは既に持っているわけですから、そういう意味では、吸収よりは排出のC D Mを推進していきたいというような気持ちが、非常に強いのかなというのが1つございます。

それともう一つ、よく言われているのは、土地利用に関して、A R - C D Mの場合は、長期間、土地利用が制約されるというふうなことで、中国としてはそういった土地利用の制約というのに非常に懸念を持っているというふうなことも、理由の1つとして言われているわけです。

ただ、今回、中国の代表の方ともいろいろ話をしたんですけども、中国自体が本当にA R - C D Mに対して後ろ向きで、絶対こういうことをやるつもりはないというふうな考え方であるかという、必ずしもそうではないということのようなんです。中国の中でも、全体の議論の中心になって動いている人は、科学技術省のようなどころから来ている人なんですけれども、その形と、林業サイドの方々の意見が少し違う面があって、林業サイドの方なんかは、かなり、いわゆる排出と吸収のC D M、両方推進していきたいんだと。ある程度、彼らも、みずからワークショップを開いたりとかいうふうな計画もあるみたいですし、そういう意気込みというの

は全くないわけではなくて、むしろやっていきたいというふうな感じを、議論の中で感じたんですけれども、そういう意味からすれば、彼らが言っていたのは、いわゆるルールメイキングと、実際の実施は違うんだと。ルールメイキングは確かにそういうふうなやり方をしていたんですけれども、実行面では、むしろいろいろな機会をとらまえて、我々もやっていきたいという意向は持っているという言い方でございました。

ですから、必ずしも後ろ向き……、ちょっと今回、中国に対する見方が少し変わったんですけれども、必ずしも後ろ向きではないんじゃないかなと。後ろ向きというふうには言えないんじゃないかなというふうな印象を、今回持ちました。

司会 どうもありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見等ございますか。

古屋 イー・アンド・イーソリューションズの古屋と申します。

ハーベストィッド・ウッドプロダクツのことでお聞きしたいんですが、これを計上するというのは、ナショナルインベントリー中で計上するということなのか、あるいはCDMプロジェクトで植林と木材利用の形でやった場合に、それが固定された分、クレジットのライフが延長するとか、そういうお話なるのかという点をお聞きしたいのと、あと、何度もさっきから出ている低所得者層の開発実施に関してなんですが、基本的には途上国の判断であるということなんですが、例えば明らかクライテリアを明示しているような国があるのかどうか、というのをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

赤木調査官 HWPなんですけれども、HWPの議論というのは、CDMとは全く別のところで議論されておりまして、ですから、基本的には、今の枠組みの中では、伐採して、すぐにこれは排出になるという、こういうデフォルトのファクターといいますか方式を使っているんですけれども、これを次期の約束期間に向けて、具体的にどういうふうに取り扱っていくかというところを、今、議論をし始めている。昨年8月にノルウェーでワークショップなんかを開いて、まさに専門家の意見を聞きながら、全体の考え方を整理しているというふうな、そういう段階です。

IPCCの方が具体的にガイドラインを、今つくりつつありまして、そのガイドラインの作成をしているわけなんですけれども、どういうデータが必要なのかというところを整理している。それとともに、各国がいろいろな、先ほど申しましたように、例えばプロダクション方式であるとか、ストックとか、フロー方式とか、いろいろなやり方があるって、どの時点で排出とみなすとか、今は伐採したら即排出というふうな位置づけになっていますけれども、それを、例

例えば輸入木材はどう扱うのかというふうに議論が、今なされているわけです。したがって、これはまさに最終的にはインベントリーの話になってくるというふうに考えています。ですから、これは今の約束期間ではなくて、次のということですが、

それから、低所得者層の話は、先ほども何度も話が出ましたが、具体的に平均のGDPが幾らとか、そういった議論というのは、全くこの場面ではなくて、まさに途上国が判断して、低所得者層であるというふうな判断がされれば、その判断に任せましょうというふうな議論で、具体的に我が国はこれだ、というふうな提案をする国は、特になかったということです。

司会 ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

増井 さっき中国のAR-CDMの立場ということだったんですが、アメリカについては、今後どうでしょうか。100名以上参加していたということなんですが、将来の方向みたいものは、どうお感じになりましたでしょうか。

赤木調査官 アメリカは、ご存じのとおり京都議定書に外れていますので、したがって、CDMの議論とかに積極的に参加するということではないわけですし、ですから、全体を通じての一般的な話として、アメリカ自体は、今の途上国が入っていないというか、途上国に対する義務がないし、今の枠組み、いわゆる削減約束を設けるような京都議定書の枠組みというのを全面的に否定しているというふうな状況は変わらない。ある意味で、多少、実際に議定書が発効するというふうなことになったので、そこはもう少し柔軟な考え方が出てくるのかなという期待感はないわけではないんですけども、ただ、それは非常に甘かったということです。非常に全体を通じて、今の枠組みに対してはネガティブな反応しかなかったと言わざるを得ない。これは吸収の話だけではなくて、全体を通じてということだと思います。

吸収源に関しては、そこは条約締結国ということもあって、それはいろいろな場面で、いろいろな発言をされているわけですが、今回、吸収源に関しての、特にCDMに関しては、アメリカは特にというか、全く会議にも出てこないですから、そこはCDMに関しては全く関心がないというふうな感じだと思います。みずから何かやるというふうなことではないです。

司会 ありがとうございました。

どうぞ、よろしく申し上げます。

宮部 日本森林技術協会の宮部といいます。どうもお疲れさまです。1点だけ申し上げます。簡素化される手法とか、ガイドラインとか、複数の項目にわたり、これから作業されると思うんですけども、どの項目から先に手をつけるとか、いつまでにとか、予定等あれば、ある

いは見込みでも結構なんです、教えていただけないでしょうか。

赤木調査官 今回のガイドラインといいますか、いろいろな開発の方法論に関しては、一応、目安として12月のCOP/MOPまでに、というふうなことでなっております。そのために、今後作業を進めていくということになっているわけです。実際の作業自体は、森林ワーキンググループというのができておりますので、そこである程度議論をした上で、それをエグゼクティブボードにかけるというふうな、そういう作業になってくるわけですが、実際にワーキンググループ自体の能力については、必ずしも、人もたくさんいるわけではないですし、それから、頻繁にその会議をやっているというわけでもない。2カ月とか3カ月に1回ずつぐらいしか会合はないですから、そういう意味においては、どれほど進展があるかということ、ワーキンググループ自体は多少、進展はあるかもしれないですが、その先のEBが、また非常に詰まったような状態になっているので、そこで具体的に、我々としてはそういうプログ्रेसを期待したいですが、非常にオーバーロードの状態なので、そこは一応の目安としては、12月ぐらいまでにある程度方向を出すということですが、そこはなかなか難しい面もあるのかなというふうな感じを、今持っているのが正直なところです。

司会 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。どうぞ。

清野 森林総研の清野です。お世話になっております。

2点、お尋ねしたいんですが、1つは、CDMのクレジットが生じたときに、その利益を利害関係者の中で分け合うというようなことが出てくると思うんですが、どういうふうに分け合うかというのは、PDD上は出てこないように思うんですが、そのことについて何かやりとりがあるのかということが1つと、もう一つは、環境と社会経済影響に関して「規模に応じて」という言葉が残りました。これは、どういうふうな懸念から、その言葉が最終的に残ったのか、そのやりとりのあたりを教えてください。

赤木調査官 まず1点目のクレジットの配分の問題なんですけれども、PDD上は当然出てこないと思うんです。これ自体はプロジェクトの参加者同士で決める話だと思うんです。ですから、プロジェクトを実施する前に、それぞれの当事者間でどういう分け方をするかということを決めることになると思います。それは、クレジット自体を本当に必要とするのか、あるいは林産物として上がってくるものを受け取って、クレジットは放棄しますよとか、クレジットの部分については、何がしかの金銭的な代償措置で補いますよとか、いろいろな形があると思うんです。ですから、そこは当事者間での契約というか、それに基づいて配分されるというよ

うな理解をしています。

それから、環境影響評価のアーディクウェットデスケールという言葉になっているんですね。これは、6月のSBSTA20ではブラケットに入っていたんですけども、これは、いわゆるすべてにわたって簡素化というのを常に念頭に置いて、ルール上も厳しくしないような形でしていこうというふうな発言が、いろいろ各国から出ていたわけです。その中でアーディクウェットデスケールというの、一応規模に応じてといてことを入れてペンディングという形になっているわけですけども、全体の流れとしては簡素化ということで、スケールに応じて多少配慮しましょうというふうな文言が入ったということです。ですから、そこは全体の流れの中で位置づけとしては、簡素化するという流れの中で入ったということです。

清野 簡素化になったということですか。

宮園補佐 そうです。そっちの方向でこの文言が入ったということです。やみくもに、社会経済と環境分析をやって、もしネガティブにやった場合、アセスメントしなさいといったときに、要するにフルでアセスメントする、我々、できれば、ここの部分についてはアセスメントを必ずやらなくても、もちろんいいし、なるだけ簡素化しようという意味で、その中でアーディクテッドスケールというのは、スモールスケールなんだから、そんなに大がかりなことをやらなくても、例えば先ほど試算で、あるいは土地条件、あるいは樹種等によって300とか1,000とか、あるいは1,500とかあり得るでしょうから、全く同じように、例えば300のやつであっても1,000haと同じように、いろいろなサンプリングをやって、たくさんやらなければいけないということによって、規模が小さかったら、それなりのやり方でいいんじゃないかという、いい意味での簡素化の方向の形で入ったというふうに理解しています。

司会 そろそろ時間ですので、最後のご質問ということで恐縮でございます。

小川 ジャパンネットワークの小川と申します。

4ページの、先ほどの何回も話題に出ていましたホスト国の規定する低所得者層、そこにちょっとこだわってしまうんですけども、なぜなら、CDM事業にどういうふうに参加するかという皆様の思いとか、そういうのが、そういうときにホスト国側で、その体制、ブラジルの方ですと、既に非常に具体的に、どこの省庁が最終的な承認を得る、そのためのコンプロバンチといいましても、ある省庁の外郭団体が既に衛星写真から測定をするというようなことを、ブラジル国内では発表されているというのを聞いています。

そういう中で、ここでご質問させていただきたいのは、今回のCOP10で皆さんの出席されましたこの会議の中では、そういう各国ごとの個別な担当省庁とか、担当機関ということまで、

具体的に情報を共有されているのか、それともそのレベルは各事業をしようとする者が個別に対応していかなければいけないのか、その辺のところだけ、お聞かせいただければと思います。

赤木調査官 会議自体は、さまざまなところから出席しているんですけども、ただ、植林ということで、日本は、我々林野庁の方でC D M植林に関しては対応しているということです。ただ、決まったところというのは、すべてオープンにして報告会を開いてやっているわけですけども、ただ、各国はそれぞれ担当の省庁が違いますし、大部分は林業関係というよりは、環境部局の人とか、当然外務省みたいな人もいますし、いろいろなところから出てきているわけですから、そこはそれぞれ対応されているところも違うのかなというふうに思うわけですけども、ただ、ちょっとご質問の趣旨があれなんですけれども、個別の何というんですかね……

小川 今、私が聞きましたのでは、具体的にブラジルの場合でしたらミニステディオシエンシャテクノロジーという科学技術省の方が認証をすると聞いているんですけども、それはどういうふうになっていますか。その下でインパという、インターナショナルパシアという航空省の方が実際の技術の部分、小規模の農業者の方では、そういうベースラインの設定とかそういうのが仕切れない、そういうのは十分ブラジル側ではわかっていることなんですね。だからこそ、中央政府がそういうフォローをしようという体制であるというのを聞いていますし、そういうレベルまで、日本側では既に情報が共有されているのかなと思ひまして、それでお聞きしました。

赤木調査官 ちょっと私の方は、余りそこまでの情報は持っていないものですから、すみません。

宮園補佐 おっしゃるご質問の背景が、要するに事業を実際やる時、それをそれぞれの国の状況を、プロジェクトをやる業者自身がやらなければいけないことを行政でどこまでやってくれるのか、素直に言えばそういうことだろうというふうに思っております。確かにブラジルのC D Mのいろいろなスキムについて、あるいは国の体制について、私自身が向こうの担当者と細かいところまで、私どもが確認する時間がなかったのは事実でございます。

ただし、ブラジルだけではなくて、いろいろな中南米、あるいはアフリカもそうなんですけれども、実際はC D Mに対してはラテンアメリカが物すごく進んでいるというのは事実なんですけれども、その中で、我々自身で情報収集できる場合と、あと、我々の今回の企画もそうなんですけれども、各種の補助事業を使ってミッション等を送って、向こうの森林担当部局とコンタクトをとって、向こうの体制の整備状況等を確認する作業等は進めておりますので、全く

情報を持っていないわけではございませんし、可能な限り、我々が得た情報は、これからまさしく事業をやっていこうという方々が、それぞれの国においてどういうふうな状況になっているのかというのをお知りになりたいときは、そちらの方がより多く情報を持っている場合もあるでしょうけれども、我々自身も機会をとらえてやっておりますので、そこら辺についてはご質問、あるいは問い合わせいただくなりしていただければ、できる分についてはお答えしていくというふうなことでございます。

よろしいでしょうか。

小川 はい。

司会 どうもありがとうございました。

それでは、予定しておりました4時を若干過ぎたところでございます。

C D M、本当に複雑な要素がかなり多数あるということで、議論がなかなか幅広いところで、調査官並びに宮園補佐に懇切丁寧にご説明いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、C O P 10の報告会を終了いたしますが、赤木調査官、宮園補佐に盛大な拍手を最後によりしくお願いいたします。(拍手)

どうもありがとうございました。

気候変動枠組条約第10回締約国会議 (COP10)の結果報告

- 小規模CDM植林のルールの簡素化等 -

林野庁海外林業協力室
赤木 利行



会議の概要

- 12月6日から17日までブエノス・アイレスで開催（実際は18日まで期間延長）
- 条約締約国167カ国、国際機関、NGO等のオブザーバーも含め約6,200名が参加
- 我が国からは、小池環境大臣ほか約80名の関係者が出席
- 次回COP11は、京都議定書第1回締約国会合（MOP1）と併せて開催（開催国は未定）

会議の主な成果

- 各締約国は来年2月の京都議定書の発効を歓迎し、排出削減約束に向けて取組を加速化させることを確認
- ポスト京都議定書を視野に、5月に「政府専門家セミナー」を開催し、情報交換を実施（締約国間での意見の相違が表面化）
- 途上国の関心が高い「適応」策に関し、資金・人材育成支援に加え「5カ年行動計画」の策定につき決議

吸収源分野の論点

- 森林等による吸収量の推計方法等に関する指針(GPG)の京都議定書への適用ほか
- 伐採木材製品(HWP:Harvested Wood Products)の計上方法
- 小規模CDM植林のルール等

GPGの京都議定書への適用

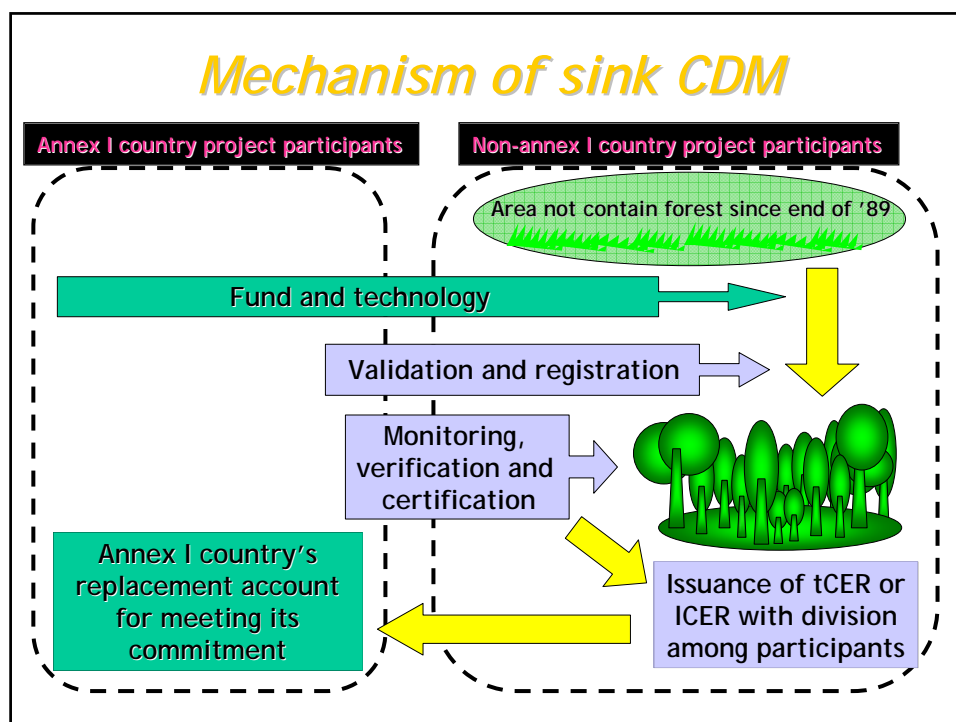
- 京都議定書に基づく附属書 国の吸収源目録の算定・報告の手法に関して、吸収源の良好手法指針(LULUCF-GPG:2003年IPPC採択)を採用することが合意
- 第一約束期間後に向けた森林吸収源の取扱に関する「対話」プロセスの開始については、途上国の反対により、検討を継続

HWPの計上方法

- 本年8月にノルウェーで開催されたワークショップの結果を踏まえ、IPCCからいずれのアプローチにも適用可能なデータの推計方法の開発を進めていることが報告・了承
- HWP関連データの未提出国は8月までにデータの提出を招請
- 11月のSBSTA 23で検討を継続

小規模CDM植林のルール

- コンタクトグループ及び少人数の非公式協議で議論
 - 共同議長はMs Krug(伯)、Mr Penman(英)
 - 非公式協議: 日、EU、カナダ、スイス、ノルウェイ、伯、中、チリ、ペルー、コロンビア、ウルグアイ、セネガル他
- 6月のSBSTA 20から持ち越しとなっていたバンドリング(CDMの一括申請)、小規模の閾値(年平均8ktCO₂)の定義、途上国に対する支援策等につき議論
- 最終的に決定案をCOP10で採択



小規模CDM植林の定義

- 年間 8 kt-CO₂以下の吸収源による温室効果ガスの純人為的吸収量になると予想され、
- ホスト国の規定する低所得共同体及び個人により開発されるか、又は実施されるもの
- 年間 8 kt-CO₂を超える吸収量となる場合、超える分はtCERs又はICERsの発行を受けることが出来ない
(19 / CP. 9)

前回SBSTA20での主要な決定事項

- 小規模CDM植林の簡素化された方法論に関し、以下の点で合意
 - ベースライン(CDM事業がなかったと仮定した場合のCO₂の吸収量)
 - モニタリング
 - リークエージ(CDM事業を実施することにより生じるプロジェクト境界外での排出量)
 - 環境・社会・経済影響分析
 - バンドリング(手続き簡素化のため細規模なCDM事業をまとめて1つの事業とすること)

ベースライン (1)

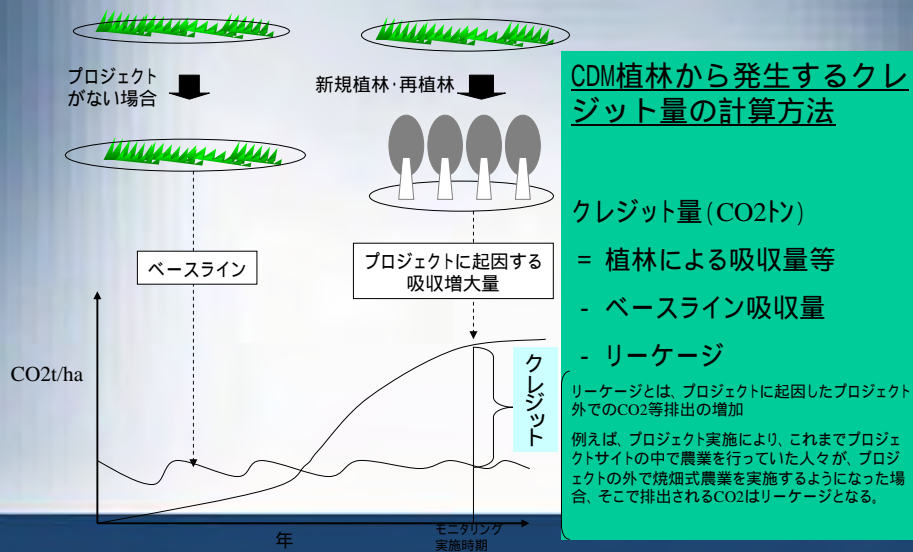
- 顕著な変化が起こらないことを示せる場合
プロジェクト開始前に測定した現存する炭素蓄積をクレジット期間中一定とみなすことが可能
- 顕著な変化が想定される場合
理事会により開発される簡素化されたベースライン方法を活用することが必要
プロジェクト参加者は、理事会で開発した簡素法か自ら開発した方法のどちらでも選択可

Para 2.-3. Appendix B, Page14

ベースライン (2)

- 理事会へのガイダンス
理事会は、草地、農地、湿地、
居住地の4タイプから森林に転換され
る活動の簡素化されたベースライン方
法を開発
上記4タイプにつきCOP/MOP1での検討
のため、土壌、プロジェクト期間、気候
条件を考慮した簡易手法を開発
Para 4.-5. Appendix, B Page14

クレジットの考え方



モニタリング

- ベースラインのモニタリングは必要ない
- 理事会はCOP/MOP 1での検討のため、適切な統計手法に基づく現実純吸収量計測のための簡素化されたモニタリング方法を開発
- 理事会はベースライン吸収量及び純吸収量の測定において、一つ以上の炭素プールを除外可能とするための簡素法を検討
- 理事会は適切な場合にはプロジェクトタイプ毎に方法を提示

Para 6.-8. Appendix, B Page14-15

リーケージ

- プロジェクト実施により各種活動や人の排除がプロジェクト境界外で起こらないことを証明できる場合等は、排出が増加するとしても、計測は不要
- それ以外は計測が必要で、理事会は計測のためのガイドラインを開発

Para 9. Appendix, B Page15

環境・社会経済影響分析

- 環境・社会経済影響の分析を実施し、仮に顕著なマイナス影響があると考えられる場合には、規模に応じた評価を実施
「規模に応じた」がペンディングとなっていたがSBSTA21で合意

Para 1.(k),(l) Appendix A, Page13

SBSTA21における主要論点

- 6月のSBSTA20で持ち越しとなっていた
 - 小規模の閾値(8kt-CO₂)の定義
 - バンドリング(CDM事業の一括申請)の取扱
 - ホスト国(途上国)への技術支援
 - 課金(Share of Proceeds)の取扱
 - その他の点

小規模植林の定義

- 各検証期間において、予想される純人為的吸収量の年平均値が8kt-CO₂を超えないこと
- 平均で年間8kt-CO₂を超える吸収量があった場合、超える部分はクレジットの発行は認められない(既にCOP9で決定)
 - COP9の経緯から議長の案として提示

Para 1 (b), (c) Decision -/CP10

バンドリング

- デバンドリングの判断は3基準(同一プロジェクト参加者、過去2年以内の登録、最も近い境界の登録が1km以内)(SBSTA20で合意)
- 有効化、検証・認証に係る費用を削減する観点から、複数のプロジェクトの提出を調整することに関心があるプロジェクト参加者に対して締約国が支援

Para 4 Decision -/CP10, Appendix C

ホスト国(途上国)への支援(1)

- 事務局に対して、追加的な資金を前提に、WEBを活用した小規模AR-CDMに関する情報交換、情報へのアクセスの促進要請
- 附属書 国に対して、ホスト国の簡素化された方法及び手続きの適用及び実施のためのキャパシティービルディングに対して支援を要請

Para 3, 5 Decision -/CP10

ホスト国(途上国)への支援(2)

- 関連する多国間機関、政府間機関及びNGOに対して以下を要請
 - (a) 低所得者層の参加を支援するキャパシティービルディングに対して支援を要請
 - (b) 小規模な林業活動の選択肢及びその炭素隔離量、衛星・航空画像、炭素評価モデル、マーケット情報を含むプロジェクト開発を支援するためのウェブを活用したツールの開発
 - (c) 関連する国際機関との連携によるワークショップの開催

Para 6

Decision -/CP10

課金等の扱い

- 途上国支援のための課金は差し引かない
- CDM制度運営のための課金及び登録費用は低めに設定

通常規模のCDMプロジェクトでは、発行されるクレジットの2%は途上国支援のために差し引かれ、さらに、CDM制度運用の経費として幾分か(まだ決定していない)差し引かれることとなっている

Para 1 (d),(e) Decision -/CP10

その他のルール

- 有効性審査、認証・検証は同一の指定運営機関が実施することが可能 Para.12, Annex
- 低所得者層の参加の証明はホスト国が決定 Para.15 (b), Annex
- 公的資金の活用に関しては、ODAの流用を招かないこととのマラケシュ合意の内容を再確認 Preamble

今後のCDM植林の方向

- 植林ワーキンググループ(WG)が昨年7月に設立され、現在、正副議長(EBメンバー)及び5名の委員で精力的に活動
- 既にベースライン、モニタリング、PDD等の様式の確定等を実施
- すでに、方法論審査にベリーズ、ブラジルの2案件が上がっており、次回のWGで審査予定(今後デスクレビューアーも活用)
- しかし、EBのオーバーロードは変わらず、今後とも方法論の審査等に時間を要することは必至

方法論の審査

- 1月24日～26日に開催される植林WGで現在提出されているベリーズとブラジルの方法論について審議
- 審議結果について2月23日～25日に開催されるCDM理事会で審査予定

Thank you for your attention

